

[印 章 省 略]
平成30・02・01評基認001号
平成 30 年 2 月 1 日

ISO/IEC 17025:2017の発行に伴う製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者(環境)
[ASNITE-T(E)]の認定センター(IAJapan)の移行方針について

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 山本 健一

日頃より弊センター業務への御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊センターにおきましては、「ISO/IEC 17025:2017(General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)」の発行に伴い、標題の製品評価技術基盤機構認定制度(以下、「ASNITE」という。)試験事業者(環境)における認定基準を、これまでの ISO/IEC 17025:2005から ISO/IEC 17025:2017に移行することについて、「移行方針」を定めましたので、公表いたします。

弊センターにてISO/IEC 17025を認定基準として、ASNITE認定を取得した試験事業者(以下「既認定事業者」という。)におかれましては、認定を継続して希望される場合、移行期限までの対応をお願いいたします。

また、新たに申請を予定される試験事業者におかれましては、以下の方針に従った申請をお願いいたします。

1. 経緯

試験事業者の認定基準である ISO/IEC 17025:2005の発行から約12年経過し、改訂版であるISO/IEC 17025:2017が発行されました。

また、APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)のMRA(国際相互承認)評議会において、ISO/IEC 17025:2005からISO/IEC 17025:2017への移行期間は3年間とすることが妥当であることが合意され、ILAC(国際試験所認定協力機構)において、試験事業者の認定は、移行期間を3年とすることが決議されております。

この決定を受けまして、弊センターとしての移行方針を以下のとおりとします。

2. 認定センター(IAJapan)移行方針

(1) 移行期限

移行期限は、ILAC/APLACの決議などに基づき、平成29年(2017年)11月30日から3年

後の平成32年(2020年)11月30日までとします。既認定事業者で、平成32年(2020年)12月1日以降もISO/IEC 17025の認定を継続して希望される試験事業者におかれましては、移行期限までに、ISO/IEC 17025:2017の要求事項に適合していることが求められます。

(2) 新規申請について

ISO/IEC 17025:2017を認定基準とした試験事業者に関する新規申請は、平成30年(2018年)4月1日からの申請より適用します。

なお、ISO/IEC 17025:2005を認定基準とした試験事業者に関する申請は、平成30年(2018年)11月30日まで受け付けます。

(3) 既認定事業者に係る移行について

ISO/IEC 17025の認定の継続を希望される既認定事業者におかれましては、ISO/IEC 17025:2017を認定基準とした、同規格のすべての要求事項への適合状況を定期検査(全項目検査)又は臨時検査によって移行期限までに確認させていただきます。

なお、ISO/IEC 17025:2005を認定基準とした定期検査(全項目検査)を申し込むことができる期間は、その後の定期検査(全項目検査)の間隔を考慮し、平成31年(2019年)3月31日までに現地検査を終了する案件までとします。ただし、次回定期検査を平成31年(2019年)3月31日までに実施する必要がある試験事業者に限定します。

3. 移行スケジュール

平成30年(2018年) 4月 1日

ISO/IEC 17025:2017を認定基準とした弊センターの「ASNITE 試験事業者(環境)認定の一般要求事項(ENRP31)」を施行

ISO/IEC 17025:2017を認定基準とする新規申請及びISO/IEC 17025:2005からISO/IEC 17025:2017への移行の定期検査申込書の受け付け開始

平成30年(2018年)11月30日

ISO/IEC 17025:2005を認定基準とした新規申請、区分追加(拡大申請^{*1})及び定期検査(全項目検査)の申請期限

平成31年(2019年) 3月31日

ISO/IEC 17025:2005を認定基準とした現地審査又は現地検査(全項目検査)期限

平成32年(2020年)11月30日

既認定事業者のISO/IEC 17025:2017を認定基準とした認定への移行完了

注^{*1}) 拡大申請については、既認定区分内の試験方法又は事業所の追加をいいます。

4. 移行についての留意点

- (1) 既認定事業者におかれましては、ISO/IEC 17025:2017を認定基準とした定期検査(全項目検査)の申し込みまでにISO/IEC 17025:2017を基準としたマネジメントシステムへの移行を完了してください。
- (2) ISO/IEC 17025:2017への適合を確認した後、認定継続通知及びISO/IEC 17025:2017に適合している旨を記載した新たな認定証を発行します。
 なお、移行期限までにISO/IEC 17025:2017への適合が確認できない場合は、認定を継続できませんのでご了承ください。
- (3) ISO/IEC 17025:2005からISO/IEC 17025:2017への移行に伴う変更点につきましては、今後、弊センターより公表される、「ASNITE試験事業者(環境)認定の一般要求事項(ENRP31)」等をご確認ください。なお、変更届の対象である書類の変更を行った場合は、変更届によるご提出をお願いいたします。

以上

<参考> 移行スケジュール表

認定基準	H30.4.1 (2018)	H30.11.30 (2018)	H31.3.31 (2019)	H32.11.30 (2020)
ISO/IEC 17025:2017	←新規申請、移行審査(又は検査)申込受付開始(予定)			
	移行審査(又は検査)に係る適合確認(継続の決定)はここまでに→			移行完了
ISO/IEC 17025:2005	新規申請*2)の申込みはここまでに→			
	現地審査又は現地検査*3)はここまでに→			

注*2): 新規申請には区分追加申請及び拡大申請を含みます。

注*3): 定期検査による現地検査については、平成31年(2019年)3月31日までに実施する必要がある試験事業者に限定します。